

議案第48号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免を行うため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第 107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～16（略） <u>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免）</u></p> <p>17 <u>第29条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、資格取得日から14日以内に西脇市国民健康保険への加入手続が行われなかったため、令和2年1月以前分の国民健康保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されたものを除く。）を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上</u></p> <p><u>イ 主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下</u></p> <p><u>ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</u></p> <p>18 <u>前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>附 則 1～16（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>(1) <u>年度、納期限及び税額</u> (2) <u>減免を受けようとする理由</u> 19 <u>附則第17項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市国民健康保険税条例附則第17項から第19項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。